

平戸市監査公表第 175 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 5 年 12 月 1 日

平戸市監査委員 戸田 幾嘉
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第 1 監査の対象及び監査の期間

総務部人事課 令和 5 年 7 月 10 日～11 日

第 2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

2 監査の対象とした事項

主に令和 3 年度及び令和 4 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 3 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

1 収入に関すること

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

2 支出に関すること

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。
- (3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- (4) 契約の方法及び内容は適正か。

3 庶務関係事務

- (1) 公印の管理状況
- (2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
- (3) 文書の処理、整理保存状況

4 補助金関係

- (1) 補助金交付要綱等は整備されているか。
- (2) 補助金の交付申請、交付決定、交付確定、実績報告、請求及び精算手続きが適正に行われているか。

5 その他の事務

事業が適正かつ効率的に行われているか。

第4 監査の結果

主に監査の対象とした令和3年度及び令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。
指導事項等は次のとおりである。

<参考>監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの・予算を目的外に支出していると認められるもの・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

【指導事項】

1 例規の整備について

職員が公務で私用車を使用する場合には、「平戸市職員の私用車の使用に関する規則」に基づき、私用車旅行使用承認申請書及び自動車検査証（車検証）等の提出を義務付けているが、道路運送車両法施行規則等の改正に伴い、令和5年1月から車検証が電子化され、所有者の住所氏名や車検有効期間の満了日欄等が非表示となり、改正後の車検証では申請内容が確認できないため、例規の改正が必要である。

2 会計年度任用職員（日額）の通勤にかかる費用弁償について

重軽作業員の任用通知書において、交通費欄に「実績に基づき規定により支給」となっているが、例月出納検査の中で、交通費（費用弁償）未支給の案件が複数課で確認された。かかる実態に対応するため、令和5年度における費用弁償の支給状況を確認するとともに、各課に任用通知を交付する機会を通して、改めて周知徹底していただきたい。

【意見】

1 職員の私用車使用にかかる条件整備について

職員の私用車使用の承認条件として、平戸市職員の私用車の使用に関する規則第3条第2項第1号において、「任意保険の対人賠償額は無制限、対物賠償保険は1,000万円以上」と規定しているが、対物賠償保険の補償限度を超える場合は、同規則第8条第1項において民法第715条の「使用者たる市が賠償責任に任じ、事故発生状況等によっては、職員に対し求償権を行使する。」が適用されることから、近年における対物賠償額の増嵩等を見据え、対物賠償保険下限額1,000万円の増額改定を検討されたい。

2 平戸市職員カウンセリング業務について

当業務委託仕様書において、精神保健福祉士、公認心理士、臨床心理士もしくは産業カウンセラー等を派遣し、カウンセリング業務を実施するとしているが、資格を有する業務であれば、契約時に派遣者の資格証明（証）を求めることが必要である。

また、カウンセリング報告書の中で会社名と派遣者氏名が記載されているが、併せて資格名も記載させた方が望ましい。

3 職員福利厚生活動委託事業について

市と平戸市職員福利厚生会との間で、職員の福利厚生活動委託事業について契約を締結しているが、所管課名で受託業務を執行する決裁文書などが見受けられた。受託者である職員福利厚生会と所管課との業務分担を明確化するなど、適正な事務執行に努められたい。

4 特定事業主行動計画における年次有給休暇の取得増進について

本市職員の年次有給休暇取得日平均は、計画初年度（H27）が9.1日、令和元年度が8.4日、令和4年度が8.7日となっており、計画当初より取得日平均が減少している。

また、他自治体と比較すると令和4年度の県内類似団体平均が10.5日、全国市町村平均が11.7日であり、県内平均より約2日、全国平均より3日少ない現状にある。

令和6年度までに「年間15日の休暇取得」という目標が掲げられているが、現状では目標達成が困難であると思われるため、所管課とのヒアリング等を実施し、各課に応じた具体策を検討されたい。

5 人材育成方針について

平成9年の国の指針に基づき、職員の能力開発を効果的に推進するための方策等を網羅した「平戸市人材育成の基本方針」が策定され、現在に至っているが、自治体を取り巻く社会情勢等が大きく変化しており、職制や人材育成の方策等が現状になじまない点が散見された。

国は、令和5年度中に自治体向けの新たな人材育成に関する指針を策定することとしている。本市においても、今後、加速化する自治体のDX化に向けたデジタル人材の確保や職員のリスキニング(学び直し)など新たな課題に対応した基本方針の改正に向けた取り組みを検討されたい。

6 平戸市特別職報酬等審議会の開催について

平戸市の合併以降における議員及び特別職の給料及び報酬(以下「報酬等」という。)改定の審議は、平成27年における財政危機宣言から継続していた特別職3役(市長、副市長、教育長)の給料の減額解除に関する諮問及び平成29年の議員定数削減に伴う報酬改定の諮問を受け開催されており、それ以降は開催されていない。

特別職の報酬等について、定期的な議論の機会を設けることで、市民の適正な判断の涵養と市民への説明責任を示すことにもつながると思われるので、諮問基準を設けるなど審議会開催のあり方について検討されたい。